

(19) 日本国特許庁(JP)

(12) 特 許 公 報(B2)

(11) 特許番号

特許第6628043号  
(P6628043)

(45) 発行日 令和2年1月8日(2020.1.8)

(24) 登録日 令和1年12月13日(2019.12.13)

(51) Int. Cl.	F 1				
<b>GO3G 15/08</b>	<b>(2006.01)</b>	GO3G	15/08	348A	
<b>GO3G 21/16</b>	<b>(2006.01)</b>	GO3G	21/16	104	
		GO3G	21/16	133	

請求項の数 6 (全 13 頁)

(21) 出願番号	特願2016-175028 (P2016-175028)	(73) 特許権者	000006150
(22) 出願日	平成28年9月7日(2016.9.7)		京セラドキュメントソリューションズ株式会社
(65) 公開番号	特開2018-40954 (P2018-40954A)		大阪府大阪市中央区玉造1丁目2番28号
(43) 公開日	平成30年3月15日(2018.3.15)	(74) 代理人	100184631
審査請求日	平成30年7月31日(2018.7.31)		弁理士 大久保 隆
		(72) 発明者	田村 崇
			大阪府大阪市中央区玉造1丁目2番28号
			京セラドキュメントソリューションズ株式会社内
		審査官	飯野 修司

最終頁に続く

(54) 【発明の名称】 操作ガイドラベル

(57) 【特許請求の範囲】

【請求項1】

画像形成装置内に收容されたトナーコンテナのトナー補給口を封止するシール部材を引き抜くように促す表示が施された操作ガイドラベルであって、

上記画像形成装置は、電源スイッチが設けられた第一側面と、該第一側面に隣接する側面であってトナーコンテナ交換用の開閉カバーが設けられた第二側面とを有しており、

上記シール部材は、上記トナーコンテナにおける上記開閉カバー側の面からはみ出して該シール部材を引き抜く際にユーザーが把持可能な把持部を有し、

上記操作ガイドラベルは、上記電源スイッチの少なくとも一部を覆うように上記第一側面に貼り付けられた第一ラベル部と、上記画像形成装置内における上記開閉カバー側を向く所定面部に貼り付けられた第二ラベル部と、該第一ラベル部及び第二ラベル部を連結する連結部と、を備え、

上記第二ラベル部は、上記開閉カバー側から見て、上記シール部材の上記把持部の少なくとも一部と重複するように配置されている、操作ガイドラベル。

【請求項2】

請求項1に記載の操作ガイドラベルにおいて、

上記第一ラベル部は、該第一ラベル部自身が粘着面を有していて、該粘着面を介して上記第一側面に貼り付けられており、

上記第二ラベル部は、上記操作ガイドラベルとは別体をなす粘着部材により上記所定面部に貼り付けられており、

上記粘着部材は、粘着面を有する粘着部と、該粘着部に接続され、粘着面を有さない非粘着部とからなる、操作ガイドラベル。

【請求項 3】

請求項 1 又は 2 に記載の操作ガイドラベルにおいて、

上記所定面部は、上記トナーコンテナの上記開閉カバー側の面である、操作ガイドラベル。

【請求項 4】

請求項 1 乃至 3 のいずれか一項に記載の操作ガイドラベルにおいて、

上記トナーコンテナは複数設けられており、該複数のトナーコンテナは、上記開閉カバー側から見て高さ方向に直交する横方向に並んで配置されており、

上記第二ラベル部は、上記開閉カバー側から見て複数の上記トナーコンテナに跨って配置されている、操作ガイドラベル。

【請求項 5】

請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の操作ガイドラベルにおいて、

上記画像形成装置は、

回転することで開閉可能に構成され、閉状態において上記第一側面の一部を構成する手差しトレイと、水平方向にスライドすることで開閉可能に構成され、閉状態において上記第一側面の一部を構成する給紙カセットとを有し、

上記第一ラベル部は、上記電源スイッチに加えて、閉状態にある上記手差しトレイの少なくとも一部と、閉状態にある上記給紙カセットの少なくとも一部とを覆うように上記第一側面に貼り付けられている、操作ガイドラベル。

【請求項 6】

請求項 1 乃至 4 のいずれか一項に記載の操作ガイドラベルにおいて、

上記画像形成装置は、

回転することで開閉可能に構成され、閉状態において上記第一側面の一部を構成する手差しトレイと、水平方向にスライドすることで開閉可能に構成され、閉状態において上記第一側面の一部を構成する給紙カセットとを有し、

上記第一ラベル部は、上記電源スイッチに加えて、閉状態にある上記手差しトレイの少なくとも一部を覆う一方、閉状態にある上記給紙カセットを覆わないように上記第一側面に貼り付けられている、操作ガイドラベル。

【発明の詳細な説明】

【技術分野】

【0001】

本発明は、操作ガイドラベルに関する。

【背景技術】

【0002】

画像形成装置内に収容されたトナーコンテナには、トナー補給口からのトナーの漏れを防止するためのシール部材を設ける場合がある（例えば、特許文献 1 参照）。シール部材は、トナー補給口を封止する帯状部材で構成されており、シール部材の一端部がトナーコンテナの着脱方向の手前側からはみ出している。ユーザーがシール部材の一端部を手で持ってシール部材を引き抜くことでトナー補給口の封止が解除される。ユーザーがシール部材を引き抜かずして画像形成装置を作動させようとする、トナー補給口が封止されたままになるので、トナー補給口から感光体ドラムへのトナー補給が行われず印刷エラーが発生する。

【0003】

そこで、従来の画像形成装置では、画像形成装置の外側面にユーザーの注意を喚起する操作ガイドラベルを貼り付けるようにしている。操作ガイドラベルには、画像形成装置の使用を開始する前にシール部材を引き抜くように促す表示（文章や絵）が施されている。

【先行技術文献】

【特許文献】

10

20

30

40

50

【 0 0 0 4 】

【特許文献 1】特開 2 0 0 4 - 1 5 7 2 5 4 号公報

【発明の概要】

【発明が解決しようとする課題】

【 0 0 0 5 】

しかしながら、画像形成装置の外側面に操作ガイドラベルが貼り付けてあったとしても、操作ガイドラベルの表示内容を見ることなく電源スイッチを押して印刷を開始しようとするユーザーが多数存在する。

【 0 0 0 6 】

本発明は、かかる点に鑑みてなされたものであり、その目的とするところは、トナーコンテナに設けられたシール部材の引き抜き忘れを確実に防止可能な操作ガイドラベルを提供することにある。

【課題を解決するための手段】

【 0 0 0 7 】

本発明に係る操作ガイドラベルは、画像形成装置内に收容されたトナーコンテナのトナー補給口を封止するシール部材を引き抜くように促す表示が施されている。

【 0 0 0 8 】

そして、上記画像形成装置は、電源スイッチが設けられた第一側面と、該第一側面に隣接する側面であってトナーコンテナ交換用の開閉カバーが設けられた第二側面とを有しており、上記シール部材は、上記トナーコンテナにおける上記開閉カバー側の面からはみ出して該シール部材を引き抜く際にユーザーが把持可能な把持部を有し、上記操作ガイドラベルは、上記電源スイッチの少なくとも一部を覆うように上記第一側面に貼り付けられた第一ラベル部と、上記画像形成装置内における上記開閉カバー側を向く所定面部に貼り付けられた第二ラベル部と、該第一ラベル部及び第二ラベル部を連結する連結部と、を備え、上記第二ラベル部は、上記開閉カバー側から見て、上記シール部材の上記把持部の少なくとも一部と重複するように配置されている。

【発明の効果】

【 0 0 0 9 】

本発明によれば、トナーコンテナに設けられたシール部材の引き抜き忘れを確実に防止可能な操作ガイドラベルを提供することにある。

【図面の簡単な説明】

【 0 0 1 0 】

【図 1】図 1 は、本実施形態に係る操作ガイドラベルが貼り付けられた画像形成装置の概略構成を示す全体図である。

【図 2】図 2 は、画像形成装置を示す外観斜視図である。

【図 3】図 3 は、開閉カバーを開いた状態を示す画像形成装置の外観斜視図である。

【図 4】図 4 は、画像形成装置内に装着されるトナーコンテナの一例を示す、該コンテナの前側且つ左側から見た外観斜視図である。

【図 5】図 5 は、画像形成装置内に装着されるトナーコンテナの一例を示す、該コンテナの後側且つ左側から見た外観斜視図である。

【図 6】図 6 は、トナーコンテナに設けられたシール部材を示す外観斜視図である。

【図 7】図 7 は、本実施形態に係る操作ガイドラベルを示す平面図である。

【図 8】図 8 は、画像形成装置を左側から見た側面図である。

【図 9】図 9 は、開閉カバーを開いた状態で画像形成装置を前側から見た側面図である。

【図 10】図 10 は、開閉カバーが半開きの状態で画像形成装置の操作ガイドラベル付近を拡大して示す拡大斜視図である。

【図 11】図 10 の XI - XI 線断面図である。

【図 12】図 12 は、他の実施形態を示す図 8 相当図である。

【発明を実施するための形態】

【 0 0 1 1 】

以下、本発明の実施形態を図面に基づいて詳細に説明する。尚、本発明は、以下の実施形態に限定されるものではない。

【0012】

図1は、実施形態における画像形成装置1の概略構成図を示す。この画像形成装置1は、タンデム方式のカラープリンターであって、箱形のケーシング2内に画像形成部3を備えている。以下の説明において、図1の手前側、奥側をそれぞれ画像形成装置1の前側、後側と定義し、図1の左側、右側をそれぞれ画像形成装置1の左側、右側と定義する。

【0013】

ケーシング2内における前側端部の空間にはトナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Y(図3参照)が収容されており、画像形成部3はこのトナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yの後側に配置されている。

10

【0014】

画像形成部3は、ネットワーク接続等がされたコンピューター等の外部機器から伝送されてくる画像データに基づき画像を記録紙Pに転写形成する。画像形成部3の下方には、光ビーム(レーザー光)を照射する対向走査型の光走査装置4が配置され、画像形成部3の上方には、中間転写ベルト5が配置されている。

【0015】

光走査装置4の下方には、記録紙Pを貯留する給紙カセット6が配置され、光走査装置4の左側には手差しトレイ7が配置されている。給紙カセット6は、左側に(図3の矢印S方向)にスライドすることで画像形成装置1の外側に引き出し可能になっている。手差しトレイ7は、その下端縁を支点に図のR方向に回動可能することで折り畳み可能になっている。

20

【0016】

中間転写ベルト5の側方上部には、記録紙Pに転写形成された画像に定着処理を施す定着部8が配置されている。符号9は、ケーシング2上部に配置され、定着部8で定着処理が施された記録紙Pを排出する用紙排出部である。

【0017】

画像形成部3は、中間転写ベルト5に沿って一列に配置された四つの画像形成ユニット10Bk, 10M, 10C, 10Yを備えている。これら画像形成ユニット10Bk, 10M, 10C, 10Yはそれぞれ、ブラック、マゼンタ、シアン、イエローのトナー画像を形成する。

30

【0018】

具体的には、各画像形成ユニット10Bk, 10M, 10C, 10Yは、感光体ドラム11を有している。各感光体ドラム11の直下には、帯電器12が配置され、各感光体ドラム11の側方には、現像装置13が配置され、各感光体ドラム11の直上には、1次転写ローラー14が配置され、各感光体ドラム11の他側方には、感光体ドラム11の周面をクリーニングするクリーニング部15が配置されている。

【0019】

そして、各感光体ドラム11は、帯電器12によって周面が一様に帯電され、当該帯電後の感光体ドラム11の周面に対して、上記コンピューター等から入力された画像データに基づく各色成分に対応したレーザー光が光走査装置4から照射され、各感光体ドラム11の周面に静電潜像が形成される。かかる静電潜像に現像装置13から現像剤が供給されて、各感光体ドラム11の周面にブラック、マゼンタ、シアン、又はイエローのトナー画像が形成される。これらのトナー画像は、1次転写ローラー14に印加された転写バイアスにより中間転写ベルト5の下面に重ねて転写される。

40

【0020】

符号16は、定着部8の下方に中間転写ベルト5と当接した状態で配置された2次転写ローラーであり、給紙カセット6又は手差しトレイ7から用紙搬送路17を搬送される記録紙Pを2次転写ローラー16と中間転写ベルト5とで挟持し、2次転写ローラー16に印加された転写バイアスにより中間転写ベルト5上のトナー画像を記録紙Pに転写するよ

50

うになっている。

【0021】

定着部8は、加熱ローラー18と加圧ローラー19とを備え、これら加熱ローラー18と加圧ローラー19とにより記録紙Pを挟持して加熱及び加圧し、記録紙Pに転写されたトナー画像を記録紙Pに定着させる。定着処理後の記録紙Pは、用紙排出部9に排出される。符号20は、両面印刷時に定着部8から排出された記録紙Pを反転させるための反転搬送路である。

【0022】

図2は、画像形成装置1の外観斜視図を示している。同図に示すように、ケーシング2の上面における前側端部には、画像形成装置1に対してユーザーが各種の設定や指示を行うための操作部1aが設けられている。

10

【0023】

ケーシング2の左側面2Lには、画像形成装置1に電源を投入するための電源スイッチ1bが設けられている。ケーシング2の左側面2Lにおける前後方向の両端部を除く中間部は、折り畳み状態にある手差しトレイ7の背面と、収納状態にある給紙カセット6の左側側面とで形成されている。手差しトレイ7は、給紙カセット6に隣接してその上側に配置されている。上記電源スイッチ1bは、ケーシング2の左側面2Lにおける給紙カセット6の右側近傍に設けられている。電源スイッチ1bは後述する操作ガイドラベル50によって覆われている。

【0024】

20

ケーシング2の前側面2Fには、略矩形板状の開閉カバー2aが設けられている。開閉カバー2aは、その右側端縁に沿って上下方向に延びる軸部を支点に前後方向に回動可能になっている。ユーザーは開閉カバー2aを開くことで、ケーシング2内の前端部に収容されたトナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yを交換可能になっている(図3参照)。

【0025】

トナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yにはそれぞれ、ブラック、マゼンタ、シアン、イエローの各色のトナーが充填されている。トナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yは、画像形成装置1の正面側から見て左右方向に互いに隣接して配置されている。各トナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yは、不図示のガイドレールによって前後方向に着脱可能にガイドされている。各トナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yは、前後方向にスライドさせることで画像形成装置1に対して着脱可能になっている。

30

【0026】

4つのトナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yは、ブラックのトナーコンテナ30Bkのみが他の3つと比べて形状が異なっているものの、基本的な構成は同じである。すなわち、図4及び図5に示すように、各トナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Y(図では一例としてブラックのトナーコンテナ30Bkのみを示す)は、トナーが貯留される扁平なコンテナ本体部31と、コンテナ本体部31における後側面から該後側に突出する補給筒部32とを備えている。補給筒部32の先端部の下面には補給口33(図5にのみ示す)が貫通している。補給口33は、現像装置13のトナー受入口(図示省略)に合わるように形成されている。

40

【0027】

補給口33は、ユーザーが画像形成装置1を購入した段階ではシール部材40(図6参照)によって封止されている。シール部材40は、ユーザーにより引き抜き可能に構成されている。具体的には、シール部材40は、補給口33を封止するとともに補給筒部32に沿ってスライド可能な帯状のスライドシート部41と、スライドシート部41の前端部に接続された把持部42とを有している。把持部42は、各トナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yの前側面からはみ出している。把持部42の先端部は、折れ線42aを介して斜め上方に折れ曲がっている。

50

## 【 0 0 2 8 】

ユーザーが把持部 4 2 を把持して前側に引っ張ると、スライドシート部 4 1 が前側にスライド移動して該スライドシート部 4 1 による補給口 3 3 の封止が解除される。把持部 4 2 の先端部には、ユーザーに対してシール部材 4 0 の引き抜き方向を認識させるべく矢印 4 2 b が表示されている。

## 【 0 0 2 9 】

上記シール部材 4 0 を設けることで、例えば工場から出荷された画像形成装置 1 の運搬中にトナーコンテナ 3 0 B k , 3 0 M , 3 0 C , 3 0 Y 内のトナーが補給口 3 3 から漏出するのを防止することができる。しかし、補給口 3 3 をシール部材 4 0 により封止したまま画像形成装置 1 の印刷動作を開始すると、印刷エラーにより画像形成装置 1 が停止して 10  
しまう。この結果、ユーザーが画像形成装置 1 が故障したと勘違いしたり、ユーザーに対して印刷エラーからの復旧操作を強いたりすることとなる。この問題を解決するべく、画像形成装置 1 には操作ガイドラベル 5 0 が貼り付けられている。

## 【 0 0 3 0 】

図 7 に示すように、操作ガイドラベル 5 0 は、第一ラベル部 5 1 及び第二ラベル部 5 2 と、該両ラベル部 5 1 , 5 2 同士を連結する帯状の連結部 5 3 とを有している。両ラベル部 5 1 , 5 2 には、上記シール部材 4 0 を引き抜くように促す表示が施されている。この表示は、例えば、文章、絵、又は、文章と絵との組み合わせからなる。本実施形態では一例として、第一ラベル部 5 1 には、電源を入れる前にシール部材 4 0 を引き抜くように促す複数言語による文章と操作手順を示す絵とがそれぞれ上下に分かれて表示されている。 20  
第二ラベル部 5 2 には操作手順を示す絵のみが示されている。

## 【 0 0 3 1 】

図 8 に示すように、第一ラベル部 5 1 は、上下方向に長い矩形シート状をなしている。第一ラベル部 5 1 は、電源スイッチ 1 b 全部と、閉状態にある手差しトレイ 7 の前側且つ下側の隅部と、給紙カセット 6 における前側且つ上側の隅部とを覆うようにケーシング 2 の左側面 2 L に貼り付けられている。ここで、第一ラベル部 5 1 は、厚さ方向の一側面全体に粘着面を有していて、該粘着面を介してケーシング 2 の左側面 2 L に貼り付けられている。第一ラベル部 5 1 は、引き剥がし時に簡単に破れないように例えば合製紙により構成されている。

## 【 0 0 3 2 】

図 9 に示すように、第二ラベル部 5 2 は、左右方向に長い矩形シート状をなしている。第二ラベル部 5 2 は、各トナーコンテナ 3 0 B k , 3 0 M , 3 0 C , 3 0 Y の前側面の一部からなる所定面部 3 0 A に貼り付けられている。所定面部 3 0 A は、開閉カバー 2 a 側（本実施形態では前側）を向く平坦面である。第二ラベル部 5 2 は、3 つのトナーコンテナ 3 0 C , 3 0 M , 3 0 Y の下端部全体とブラックのトナーコンテナ 3 0 B k の下端部の左側端部に跨るように配置されている。第二ラベル部 5 2 は、第一ラベル部 5 1 のようにそれ自身が粘着面を有するものではない。すなわち、第二ラベル部 5 2 は、操作ガイドラベル 5 0 とは別体をなす粘着部材 6 0 によって上記所定面部 3 0 A に貼り付けられている。本実施形態では、第二ラベル部 5 2 の右側端部が粘着部材 6 0 によってトナーコンテナ 3 0 B k の前側面に固定されている。 40

## 【 0 0 3 3 】

粘着部材 6 0 は全体視で左右方向に延びる矩形シート状をなしている。粘着部材 6 0 は、第二ラベル部 5 2 の右側端部とトナーコンテナ 3 0 B k とに跨る粘着面を有する粘着部 6 0 a と、該粘着部 6 0 a の右側端部に接続された非粘着部 6 0 b とを有している。粘着部 6 0 a と非粘着部 6 0 b との境界には折り目が形成され、非粘着部 6 0 b はこの折り目を境に前側に傾斜してトナーコンテナ 3 0 B k の前側面から僅かに浮いた状態になっている。

## 【 0 0 3 4 】

第二ラベル部 5 2 の上端部は、前側から見て、各トナーコンテナ 3 0 B k , 3 0 M , 3 0 C , 3 0 Y の前側面からはみ出したシール部材 4 0 の把持部 4 2 の先端部と重複してい 50

る。尚、第二ラベル部 5 2 の上端部は、把持部 4 2 の先端部のみでなく把持部 4 2 全体と重複していてもよい。

【 0 0 3 5 】

図 1 0 に示すように、連結部 5 3 は、第一ラベル部 5 1 の前側端部の下端部と、第二ラベル部 5 2 の左側端部の下端部とを連結している。ここで、開閉カバー 2 a の左側端縁には、図 1 1 に示すように上下方向に延びる板状リブ 2 b が延設されている。この板状リブ 2 b を開閉カバー 2 a の左側端縁の下端縁まで延設したとすると、上記連結部 5 3 が板状リブ 2 b と干渉して連結部 5 3 が複雑に屈曲してしまう。この結果、連結部 5 3 が破断したり開閉カバー 2 a が閉じ難くなったりする虞がある。本実施形態では、この問題を回避するべく開閉カバー 2 a の左側端縁のうち連結部 5 3 に対応する部分には板状リブ 2 b を設けないようにしている。

10

【 0 0 3 6 】

以上説明したように、本実施形態の操作ガイドラベル 5 0 は、電源スイッチ 1 b を覆うようにケーシング 2 の左側面 2 L に貼り付けられた第一ラベル部 5 1 と、画像形成装置 1 内における開閉カバー 2 a 側（前側）を向く所定面部 3 0 A に貼り付けられた第二ラベル部 5 2 と、該第一ラベル部 5 1 及び第二ラベル部 5 2 を連結する連結部 5 3 とを備えている。

【 0 0 3 7 】

この構成によれば、ユーザーが画像形成装置 1 を購入して最初に電源スイッチ 1 b を入れようとしても、電源スイッチ 1 b が第一ラベル部 5 1 により覆われているので電源スイッチ 1 b を見つけることができない。そして、ユーザーは、電源スイッチ 1 b を探す過程で第一ラベル部 5 1 の存在に気付く。第一ラベル部 5 1 には、電源スイッチ 1 b を入れる前にシール部材 4 0 を引き抜くように促す表示が施されているので、ユーザーがこの表示に気付いてシール部材 4 0 の引き抜きを行う可能性が高まる。また、仮にユーザーが第一ラベル部 5 1 の表示に気付かなかった場合であっても、第一ラベル部 5 1 は連結部 5 3 を介して第二ラベル部 5 2 に繋がっているため、ユーザーは開閉カバー 2 a を開いて第二ラベル部 5 2 まで誘導される。第二ラベル部 5 2 にも、シール部材 4 0 の引き抜きを促す表示が施されているので、ユーザーに対してシール部材 4 0 の引き抜きを再度促すことができる。仮にユーザーがこの第二ラベル部 5 2 の表示に気付かなかった場合でも、ユーザーは上記誘導効果によって開閉カバー 2 a を開くことを強いられるので、各トナーコンテナ 3 0 B k , 3 0 M , 3 0 C , 3 0 Y の開閉カバー 2 a 側（前側）の面からはみ出したシール部材 4 0 の把持部 4 2 の存在に気付くこととなる。こうして、ユーザーに対してシール部材 4 0 の把持部 4 2 を引っ張るように仕向けることができる。

20

30

【 0 0 3 8 】

また、本実施形態では、第一ラベル部 5 1 はそれ自身が粘着面を有して、該粘着面を介してケーシング 2 の左側面 2 L に粘着されている。一方、第二ラベル部 5 2 は、それ自身が粘着面を有しておらず、操作ガイドラベル 5 0 とは別体をなす粘着部材 6 0 により上記所定面部 3 0 A に貼り付けられている。

【 0 0 3 9 】

この構成によれば、第一ラベル部 5 1 を極力剥がし難くし、第二ラベル部 5 2 を極力剥がし易くすることができる。したがって、ユーザーにとっては、電源スイッチ 1 b を覆う操作ガイドラベル 5 0 を剥がす際に、第一ラベル部 5 1 から剥がすのではなく第二ラベル部 5 2 から連結部 5 3 を介して第一ラベル部 5 1 を剥がす方が労力が少なくなる。よって、ユーザーは第二ラベル部 5 2 を剥がすために開閉カバー 2 a を開くように誘導されることとなる。これにより、ユーザーの注意を各トナーコンテナ 3 0 B k , 3 0 M , 3 0 C , 3 0 Y からはみ出した把持部 4 2 に確実に向けることができる。

40

【 0 0 4 0 】

特に本実施形態では、第一ラベル部 5 1 の厚さ方向の一側面全体が粘着面とされているので、第一ラベル部 5 1 を剥がす際にユーザーは第一ラベル部 5 1 の端縁を爪で引っ掻いて剥がす必要がある。これに対して、第二ラベル部 5 2 を所定面部 3 0 A に貼り付けるた

50

めの粘着部材60は、粘着面を有する粘着部60aと、該粘着部60aに接続された非粘着部60bとからなるので、ユーザーは粘着部60aの端縁を爪で引っ掻いたりすることなく非粘着部60bを指で把持して粘着部材60を容易に剥がすことができる。したがって、第一ラベル部51を極力剥がし難くし、第二ラベル部52を極力剥がし易くすることができる。よって、上述したユーザーを第二ラベル部52へと誘導する効果をより一層確実に得ることができる。

【0041】

また、上記第二ラベル部52は、開閉カバー2a側から見て、シール部材40の把持部42の先端部と重複するように配置されているので、第二ラベル部52まで誘導されたユーザーの視線を確実にシール部材40の把持部42に向けることができる。よって、ユーザーに対してシール部材40の引き抜きを促す効果をさらに高めることができる。

10

【0042】

そして、第二ラベル部52が貼り付けられる上記所定面部30Aは、トナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yの開閉カバー2a側の面とされている。これにより、第二ラベル部52に誘導されたユーザーの注意をトナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yに向けて、延いては、トナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yに取付けられたシール部材40に向けることができる。

【0043】

また、第二ラベル部52は、開閉カバー2a側から見て4つのトナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yの全てに跨って配置されている。したがって、ユーザーの注意を全てのトナーコンテナ30Bk, 30M, 30C, 30Yに取付けられたシール部材40に向けることができる。

20

【0044】

さらに本実施形態では、第一ラベル部51は、電源スイッチ1bに加えて、閉状態にある手差しトレイ7の一部と、閉状態にある給紙カセット6の一部とを覆うようにケーシング2の左側面2Lに貼り付けられている。

【0045】

こうすることでユーザーが操作ガイドラベル50を剥がさざるを得ない状態を確実に作ることができる。すなわち、ユーザーは、第一ラベル部51を剥がさずに電源スイッチ1bを無理やり押すこともできる。ユーザーが第一ラベル部51を剥がそうとしない場合、ユーザーの視線を第一ラベル部51に連結された第二ラベル部52へと誘導することができない。しかし、上記構成によれば、第一ラベル部51が手差しトレイ7及び給紙カセット6の一部を覆っているため、仮にユーザーが第一ラベル部51を剥がさずに電源スイッチ1bをオン操作したとしても、第一ラベル部51を剥がさない限り画像形成装置1に記録紙Pを供給することができない。したがって、ユーザーは第一ラベル部51を剥がさざるを得なくなる。これにより、ユーザーの視線を第一ラベル部51 連結部53 第二ラベル部52 シール部材40の順に誘導することができる。

30

【0046】

《他の実施形態》

上記実施形態では、第一ラベル部51は、電源スイッチ1bに加えて給紙カセット6の一部と手差しトレイ7の一部とを覆うようになっているが、これに限ったものではなく、例えば、図12に示すように、電源スイッチ1bと手差しトレイ7の一部とを覆う一方、給紙カセット6を覆わないようにしてもよい。これにより、画像形成装置1の運搬中における給紙カセット6のガタツキにより操作ガイドラベル50が剥がれるのを防止することができる。

40

【0047】

上記実施形態では、第一ラベル部51の厚さ方向の一側面を粘着面とすることにより第一ラベル部51をケーシング2の左側面2Lに貼り付けるようにしているが、これに限ったものではなく、第一ラベル部51をガムテープ等の強固な粘着部材によって左側面2Lに貼り付けるようにしてもよい。

50

## 【 0 0 4 8 】

上記実施形態では、第一ラベル部 5 1 は、左側から見て電源スイッチ 1 b 全体を覆うようにしているが、これに限ったものではなく、電源スイッチ 1 b の少なくとも一部を覆っていればよい。

## 【 0 0 4 9 】

上記実施形態では、第一ラベル部 5 1 は、左側から見て手差しトレイ 7 の一部を覆っているが、手差しトレイ 7 全体を覆っていてもよい。また、第一ラベル部 5 1 は、左側から見て給紙カセット 6 の一部を覆っているが給紙カセット 6 全体を覆っていてもよい。

## 【 産業上の利用可能性 】

## 【 0 0 5 0 】

以上説明したように、本発明は、操作ガイドラベルについて有用である。

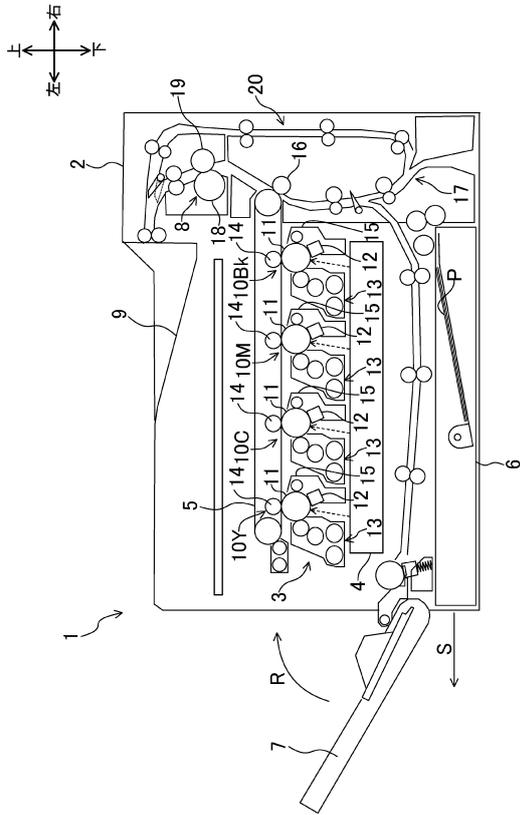
10

## 【 符号の説明 】

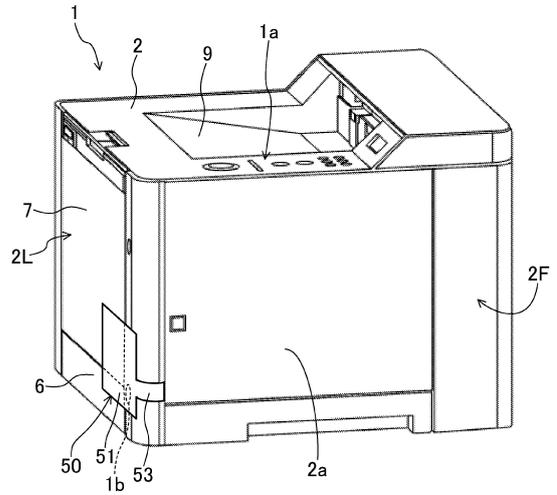
## 【 0 0 5 1 】

1	画像形成装置	
1 b	電源スイッチ	
2 F	前側面（第二側面）	
2 L	左側面（第一側面）	
6	給紙カセット	
7	手差しトレイ	
3 0 A	所定面部	20
3 0 B k	トナーコンテナ	
3 0 C	トナーコンテナ	
3 0 M	トナーコンテナ	
3 0 Y	トナーコンテナ	
3 3	補給口	
4 0	シール部材	
4 2	把持部	
5 0	操作ガイドラベル	
5 1	第一ラベル部	
5 2	第二ラベル部	30
5 3	連結部	
6 0	粘着部材	
6 0 a	粘着部	
6 0 b	非粘着部	

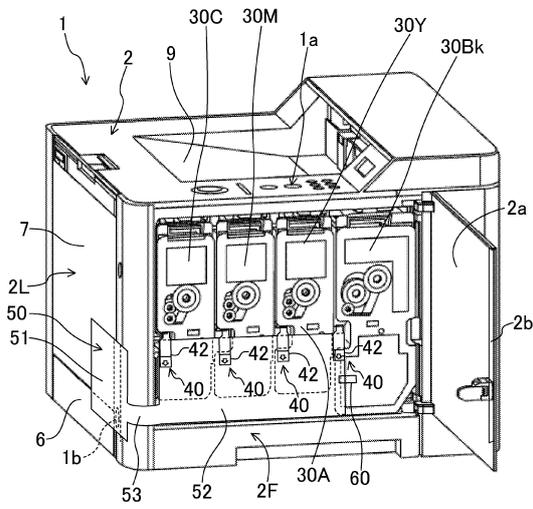
【 図 1 】



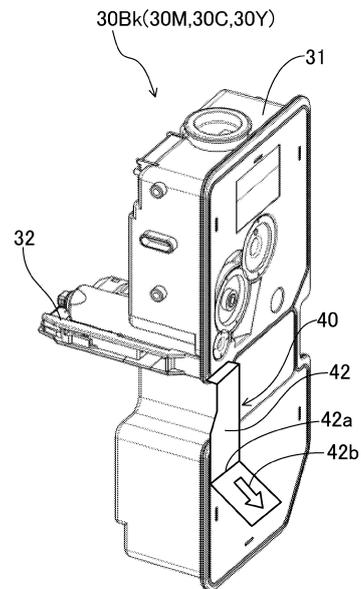
【 図 2 】



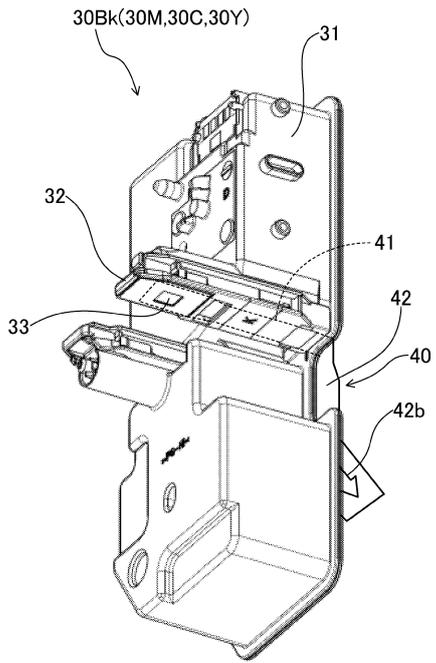
【 図 3 】



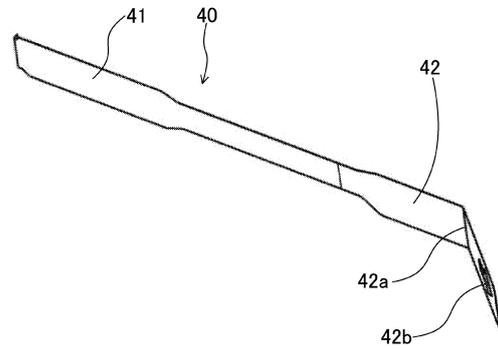
【 図 4 】



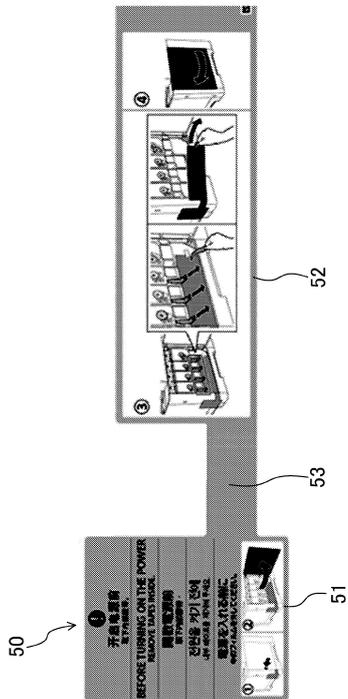
【 図 5 】



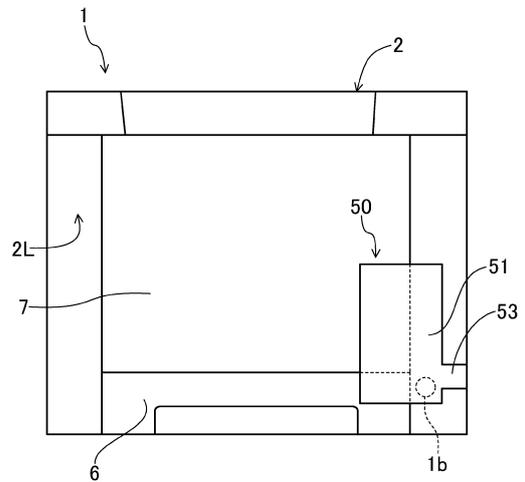
【 図 6 】



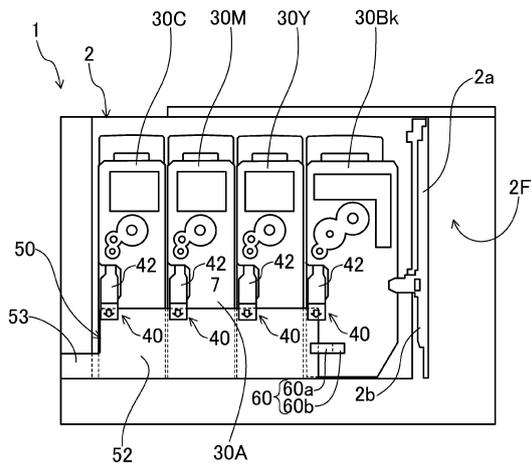
【 図 7 】



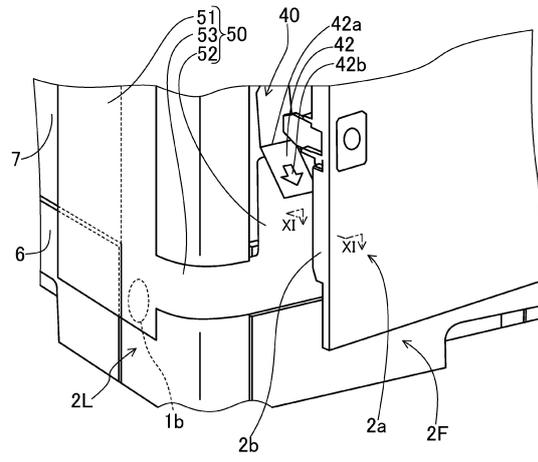
【 図 8 】



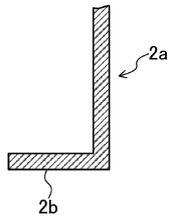
【 図 9 】



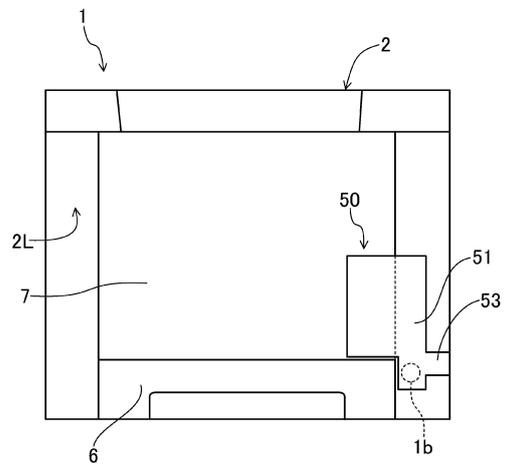
【 図 10 】



【 図 11 】



【 図 12 】



---

フロントページの続き

- (56)参考文献 特開2010-164705(JP,A)  
特開2013-205560(JP,A)  
特開平11-064999(JP,A)  
米国特許出願公開第2005/0249519(US,A1)

- (58)調査した分野(Int.Cl., DB名)  
G03G 15/08  
G03G 21/16